容器包装リサイクル法の手引き

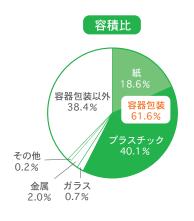
事業者の皆さま!容器としまりかける。 容器としまれていませんか?

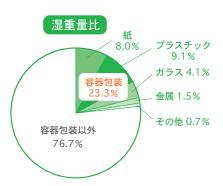


農林水產省/株式会社廃棄物工学研究所

容器包装リサイクル法は 何のためにあるの?

みなさん知っていましたか? 家庭から出るごみの約6割(容積比)は、容器包装です。





POINT

わたしたちは毎日1人1Kg 程度 のごみを家庭から出しています。 その中身をみると、容器包装廃棄 物が容積比で約6割(湿重量比 で約2割)と高い割合を占めて います。

※家庭ごみ全体に占める中の容器包装廃棄物の割合(平成20年度) 資料:「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査報告書 (平成20年度)」環境省

そこで容器包装を減らし、再商品化・資源化をすすめるため、 容器包装リサイクル法が作られました。

(平成7年制定、12年4月より完全施行、正式名称=容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

容器包装リサイクル法の特色

消費者、市町村、事業者の役割分担がはっきり決まっています。

消費者がきちんと分別し、市町村が収集・保管し、事業者は容器包装の利用・製造量に応じて再商品化を行います。

みんなの役割分担でリサイクルがすすみます。



市町村の分別基準を守って、 きちんと分別します。 家庭から出された容器包装を分別収集し、圧縮・梱包して保管します。

容器包装の利用・製造量に応じて 再商品化を行います。

事業者の役割「再商品化の義務」とは?

- 事業において用いた、又は製造・輸入した量の「容器」「包装」について リサイクル (再商品化)を行う
- 2 帳簿の記載

事業において利用・製造又は輸入した容器・包装の量などについて記載し、その後5年間保存することが義務づけられています。帳簿は、再商品化義務量算出のもととなると同時に、義務履行の証明ともなるものです。

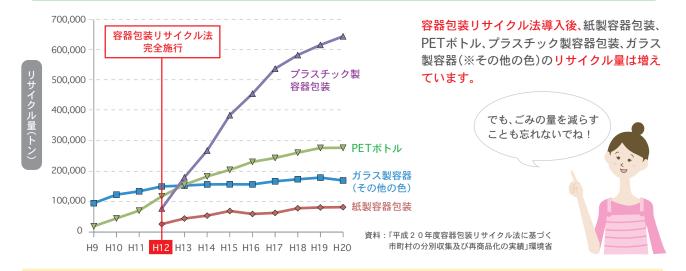
リサイクルは、どこに頼めばいいの?

リサイクル(再商品化)のルートは3つあります。主なルートは指定法人ルートです。指定法人が 事業者から委託料を受け取り、事業者に代わってリサイクル業者にリサイクルを委託します。

詳細は P.7 の「再商品化義務はどうやって果たすの?」をお読みください。



みんなの努力でリサイクル量は増えています。



まとめ 容器包装リサイクル法は、ごみを減らして環境負荷の少ない 循環型社会をつくるための法律です。

再商品化義務のある 事業者は?

容リ法の対象となる容器包装を作ったり、利用している 事業者を"特定事業者"といいます。

特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、 利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

特定事業者には3種類あります。



特定容器製造等事業者 (容器・包材メーカー)

ガラス・PETボトル・紙・プラス チック製の容器包装(特定容器・ 包装)を作る、または輸入しています。



特定容器利用事業者 (食品メーカー等)

特定容器に詰めた商品を作る、または 輸入しています。



特定包装利用事業者 (小売業者等)

販売する商品に紙やプラスチック などの特定包装を使っています。

小規模事業者は適用除外になります。

常時従業員数と年間売上高の条件を両方とも満たす場合にかぎって、適用除外事業者になります。

適用除外の条件

主な業種	常時従業員数	年間売上高	
製造業など	20人以下	2億4,000万円以下	
商業・サービス業	5人以下	7,000万円以下	

こんな場合は・・ 製造業と卸売業を兼ねているような場合は、 会社全体の従業員数と売上高で判断します。

製造業部門	16人	1億7,000万円	
卸売業部門	7人	6,000万円	
合計	23人	2億3,000万円	

製造業と卸売業を兼ねる左記の会社で は、従業員数と売上高からみて、主な業 種は製造業になります。年間売上高の 合計は2億3,000万円ですが、従業員 の合計が23人なので適用事業者にな ります。



再商品化義務のある 容器包装は?

再商品化義務のある容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器、
- ・茶色のガラス製容器、
- その他の色のガラス製容器など



■紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、 材料にアルミ箔が使用されている 飲料用紙パックなど



■PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ、しょうゆ加工品、 みりん風調味料、食酢、調味酢、 ドレッシングタイプ調味料 に用いる PET ボトル

※PET素材の容器であっても、上記以外の ものはプラスチック製容器包装になります。



■プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、 発泡スチロールカップ、

ハンバーガー等のプラスチック容器、

スーパーのレジ袋、 ラップフィルムなど



※複数の素材でできた容器包装は、素材のうちもっとも重いものに分類します。

業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

再商品化義務のない容器包装

スチール缶、アルミ缶、 牛乳等の紙パック、段ボール



市場価値が高く、国内の需要も安定 しているから法律で義務づけなく てもリサイクルされるんだね!

※これらは、すでに回収業者に引きとられて再商品化される ルートが確立しているので、事業者の再商品化義務はありません。

一見容器包装に見えて、法律上は対象でないもの

1 物を入れても包んでもいないもの 例)野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、弁当の スプーン、割り箸、お手ふき、のし紙(包装紙と兼用

3 通常は商品の一部であるもの 例)紅茶等のティーバックなど

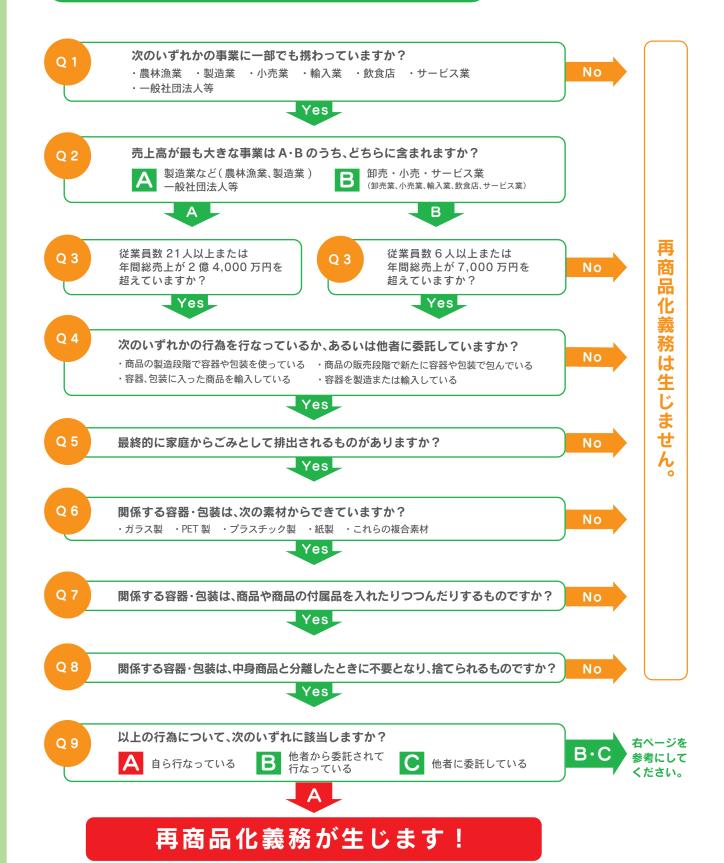
の場合は該当)

2 商品を保護も固定もしていないもの

例)にぎり寿司の中仕切り (緑色のプラスチック製ばらん)



再商品化義務があるか チェックしてみよう!



出典:(財)食品産業センター「食品関連事業者のための容器包装リサイクル法(平成21年度版)」

こんなときは誰が 再商品化義務を負うの?

包材メーカーが容器を作り、食品メーカー等が中身を充填し、小売業者が商品を販売するという流れにも、 様々なパターンがあります。それぞれのケースで誰が再商品化義務を負うのか、具体例を見てみましょう。









まとめ

「容器を作る会社」と「利用する容器の素材や形を決定、指示する会社」に再商品化義務が発生します。

再商品化義務は どうやって果たすの?

容器包装の再商品化には3つのルートがあります。

指定法人心一个

市町村が分別収集・保管した容器包装を、 主務大臣が指定した指定法人「(公財) 日本容器包装リサイクル協会」に委託料 金を支払い、再商品化を代行してもらう 方法です。再商品化義務を負う事業者の ほとんどがこの方法をとっています。

2 独自ルート

市町村が分別収集・保管 した容器包装を、事業者 自ら、または再商品化事 業者に委託して再商品化 を行う方法です。(主務大 臣の認定が必要)

リターナブルビンなどを、 自らまたは委託して回収・ 再利用等する方法です。 (主務大臣の認定が必要)

義務履行の3ステップ(指定法人ルートの場合)

容器包装帳簿をつけ、 再商品化義務量を把握する。

容器包装帳簿のつけかたについては、右ページを 参照してください。

まずは、再商品化義務量を きちんと把握しよう!

(公財)日本容器包装リサイクル協会に 再商品化委託申込みをし、契約を結ぶ。

注) 再商品化委託契約は、1年間の単年度契約ですので、義務の ある特定事業者の方は、毎年申込みを行う必要があります。

【容リ法や再商品化委託手続きに関するお問合せ先】

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

TEL/03-5251-4870 FAX/03-5532-9698

委託料(再商品化実施委託料と拠出委託料)の支払い

再商品化実施委託料と拠出委託料は、特定事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」に それぞれの単価をかけて算出します。

再商品化 実施委託料(円)

再商品化義務量 (Kg)

実施委託単価 X (円/Kg)

【再商品化実施委託料とは?】

再商品化を再商品化事業者に委託する 費用です。

※実施委託単価はその再商品化コストから算出され、毎年度指定法人から示されます。

拠出委託料 (円)

再商品化委託 申込量 (=再商品化義務量)(Kg)

X

拠出量委託単価 (円 /Kg)

【拠出委託料とは?】

品質の高い分別収集を行うなど、再商品化の 合理化に貢献した市町村に支払われる「再商 品化合理化拠出金」の原資となる費用です。

まとめ

委託料を指定法人に支払うことで、再商品化義務を果たせます。

容器包装帳簿を作成しよう!

あなたの会社が特定事業者であれば、法律によって容器包装の帳簿を作成し、5年間保存することが義務づけ られています。帳簿をつけることによって、再商品化義務量を把握でき、義務履行の証明にもなります。



容器包装帳簿の記載例

あなたの会社が PET ボトルに詰めた A ミネラルウォーター、B 炭酸ソーダの 2 商品を製造している場合には、 「容器包装帳簿」のうち PET ボトルに関する記載は下記のようになります。なお PET ボトルのキャップなどは プラスチック製容器として別途作成します。

まずは、業種区分と容器包装の種類を確認しましょう!

業種区分

a. 食料品製造業 b. 清涼飲料及び茶・コーヒー製造業 c. 酒類製造業 d. 小売業 e. その他

容器包装区分

ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料または特定調味料)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器利用事業者用の例示					
①商品名	A ミネラルウォーター	B 炭酸ソーダ	合 計		
②業種区分	b	b	b		
③容器包装区分	PETボトル	PETボトル	PETボトル		
④容器 1 個当たりの重量	62g	62g			
⑤直近年度の販売個数	1,000 万個	300 万個	1,300 万個		
⑥直近年度の容器利用量 ④×⑤	620,000kg	186,000kg	806,000kg		
⑦輸出量/輸出先	なし	なし	なし		
⑧国内向けの容器利用量 ⑥-⑦	620,000kg	186,000kg	806,000kg		
⑨自らまたは、他者への委託により回収する量			80,000kg		
⑩事業所向けの販売量	200,000kg	Okg	200,000kg		
⑪容器包装排出見込量 ⑧-⑨-⑩			526,000kg		
②算定のための係数			自主算定係数 (0.50240※平成22年度)		
③再商品化義務量 ①×②	 		264,262kg		

注)必ずしも商品ごとに整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまいません。

なるほど!こうやって 再商品化義務量が把握 できるんだね。

でも帳簿をつけたりお金 を払ったりなんて、正直 やりたくないなあ。

それは法律違反よ! コンプライアンスは信頼問題にも 関わってくるわよ。







ホームページでも、帳簿の記載例を 掲載しています。ご参考ください。

(公財)日本容器包装リサイクル協会 | 経済産業省 帳簿の記載義務



http://www.jcpra.or.jp/manufacture/duty/duty01/01.html

今、求められている コンプライアンスとは?

コンプライアンス違反にご注意!

再商品化義務があると知りながら申告しないことが法律違反となることはもちろんですが、 取引先の義務違反を知りつつ黙認したりすることもコンプライアンス違反にあたります。 コンプライアンス違反が企業経営に結果的に大きなダメージを与えることをご存知ですか?

「コンプライアンスとは?[`]

コンプライアンスはしばしば「法令遵守」と訳されます。しかし企業におけるコンプライアンスは、広い意味では法律を守ることに加えて、顧客や取引先の信頼に応えたり、社会的な規範や倫理観に沿った行動をとるなど、「社会の期待に応える」という意味も含まれます。

企業がコンプライアンス経営に努めないと直面するリスクを見てみましょう。



市場によるボイコット

~消費者との関係~

コンプライアンスに違反する行為が発覚した場合、 消費者は非常にはっきりした形でその企業の商品 を買い控えるようになります。食品産業に限って も、産地偽装や消費期限の書き換えなどの事件を起 こした企業は市場からボイコットを受け、大きな損 失を計上する結果となりました。



行政処分や罰則

~政府・司法との関係~

政府や司法による処分・罰則は着実に厳しくなっています。食品分野に関しては、2009年5月に JAS 法が改正され、産地偽装などの法令違反が発覚 すれば直ちに罰則が適用できる「直罰規定」が創設 されました。今後、その他の行政処分についても、こうした動きは広がっていくでしょう。



社員による不正行為

~従業員との関係~

「法律など守っていたら仕事にならない。」などという経営者や、そうした会社全体の雰囲気の下では、 社員自身も無責任な行動をとるようになります。企業で働く人々の職場環境を健全にするためにも「誠 実さ」を経営の中心に据えたコンプライアンスの徹底が欠かせません。



外部者による告発

~取引先:競合先との関係~

2009年6月に独占禁止法が強化・改正され、取引業者や競合他社が、業務を通じて知った相手企業の違法行為をより簡単に通報できるようになりました。違法行為が通報されれば企業名の公表や課徴金が科せられ、ひいては株主からも損害賠償請求がなされる可能性もあります。

(参考文献:高巖著「コンプライアンスの知識(第2版)」日本経済新聞社、2010年6月)

まとめ

法律を守らなければ、お客様、取引先からの信頼が失われます。

法律で定められた義務を果たさないと、企業名が公表されます。 また、以下の罰金が科せられます。

特定事業者の行為	圓圓
再商品化義務を履行しなかった場合(指導·助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます)	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿を保存しない場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を求められた時、拒んだり、妨げたり、又は忌避した場合	20万円以下の罰金

会社名が公表されたうえに 罰金まで科せられるんだね? でも罰金もそんなに高くないし、 会社名が公表されたところで、 とくに影響はないんじゃない?

そんなことないわ! 会社にとっては信用が第一。 法律違反は経営に大きな影響 があるわよ。





コンプライアンスの徹底で競争力の強化!

コンプライアンスは左記のリスクの回避だけを目的としたも のではありません。それは同時に経営の「誠実さ」を競争力に変 えるという積極面ももっています。第一に、コンプライアンス の徹底によって信頼を着実に築き、ブランドカにつなげること ができるのです。第二に、企業倫理や社会的責任といった考え 方が浸透した組織には、良い人材が集まってきます。誠実な経 営者の下で自分の仕事に社会的な意義を感じ、広い視野から物 事を考え、自ら改善する努力をします。この意味で、コンプライ アンスは、企業の競争力を高めるカギとなるのです。

僕たち食品会社は

口に入るものを扱うんだから

信用が一番!

(参考文献:高巖著「コンプライアンスの知識(第2版)」日本経済新聞社、2010年6月)

容器包装リサイクル法のこと、コンプライアンスのこと、 分かっていただけましたか?

消費者の皆さんは、企業の誠実さをきちんと見ています。 そして企業で働いている人たちも、自分の会社の公正さを 評価する時代です。企業の信頼を守るためにも、容器包装 リサイクル法の再商品化義務を果たしましょう。



お問い合わせ先

法律・法令・関連情報について知りたかったら?

農林水産省/総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室 容器包装リサイクル班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL/03-3502-8499 FAX/03-3508-2417 農林水産省 容器包装リサイクル法関連(http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/index.html)

各地域の農政局の窓口は次のページをご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/pdf/toiawase.pdf

再商品化委託申込に関することは?

(公財)日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル TEL/03-5251-4870 http://www.jcpra.or.jp/

表示等について知りたいときは?

法定「識別マーク」



スチール缶リサイクル協会

TEL/03-5550-9431 FAX/03-5550-9435 http://www.steelcan.jp/



アルミ缶リサイクル協会

TEL/03-3582-9755 FAX/03-3505-1750 http://www.alumi-can.or.jp/



紙製容器包装リサイクル推進協議会

TEL/03-3501-6191 FAX/03-3501-0203 http://www.kami-suisinkyo.org/



プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

TEL/03-3501-5893 FAX/03-5521-9018 http://www.pprc.gr.jp/



PET ボトルリサイクル推進協議会

TEL/03-3662-7591 FAX/03-5623-2885 http://www.petbottle-rec.gr.jp/top.html





か料用紙容器リサイクル協議会

紙パック TEL/03-3264-3903 FAX/03-3261-9176 http://www.yokankyo.jp/InKami/



段ボールリサイクル協議会

TEL/03-3248-4853 FAX/03-5550-2101 http://www.danrikyo.jp/

企画制作/平成22年9月

株式会社廃棄物下学研究所

〒700-8530 岡山県岡山市津島中 1-1-1 岡山大インキュベータ 202 TEL/FAX 086-239-5303 http://www.riswme.co.jp/

パンフレットダウンロード

http://www.riswme.co.jp/youki

このサイトから ダウンロードできます。



ア100 古紙配合率 (100%再生紙を使用)